

平成25年行政事業レビューシート (総務省)							
事業名	地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・活用のための検討に要する経費		担当部局庁	自治税務局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～		担当課室	市町村税課		課長 溝口 洋	
会計区分	一般会計		政策・施策名	IV 電子政府・電子自治体の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省設置法(第4条) 総務省組織令(第9条)		関係する計画、通知等	・番号法(平成25年法律第27号) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月閣議決定) ・社会保障・税番号大綱(平成23年6月政府・与党社会保障改革検討本部決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会保障・税番号制度に地方団体の税務システムが対応できるよう、その改修要件について検討する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	社会保障・税番号制度の実施に向けた最新の検討状況に対応するよう、「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書(平成24年3月総務省自治税務局)」で示した内容の見直し等のため、地方団体の実務者等の意見を踏まえた検討を行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	-	9	4	3	3
		補正予算	-				
		繰越し等	-				
	計	-	9	4	3	3	
	執行額	-	7	0.2			
執行率(%)	-	77.8	5				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	社会保障・税に関わる番号制度の円滑な導入(実績を定量的に示すことができない。)		成果実績	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	・検討会の開催 ・成果物となるガイドラインの提供		活動実績 (当初見込み)	-	5回開催	1回開催	検討会の開催
				( - )	報告書の公表	ガイドラインの修正	-
単位当たりコスト	100円 (17万円/1,789団体)		算出根拠	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間とりまとめ)」(以下、「ガイドライン」という。)第2章第2節地方税務システムの構築に係るガイドラインを利用することが想定される全ての地方団体で割ることにより算出。なお、ガイドラインについては、省内の番号制度関係課が共同で作成し、1つの冊子としてしているところ。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	0.5	0.3	対象委員の減			
	職員旅費	0.3	0.3				
	委員等旅費	0.8	1.0	検討会開催数の増に伴う委員等旅費の増			
	庁費	1.5	1.5				
	計	3.1	3.1				

事業所管部局による点検							
	項目	評価	評価に関する説明				
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の企画する番号制度に係る検討である。</li> <li>・また、地方団体のシステムについての検討であるが、番号制度導入による改修ポイントは全ての団体で共通しているため、国で検討することが効率的である。</li> </ul>				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○					
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—					
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年2月に閣議決定した番号法案が廃案となったため、法案成立後に実施することになっていた他省庁の関連事業(情報提供ネットワークシステムの仕様、法人番号の検討など)の執行ができず、当初予定していた検討が行うことができなかったため、不用率が高くなっている。</li> </ul>				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○					
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○					
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会の開催に係る経費について、全て直接執行することで規定額以上の執行がないようにするとともに、会場については全て省内の会議室で開催することにより経費節減を図った。</li> <li>・ガイドラインの印刷製本について、省内の関係部署と共同で冊子を作成したため、経費の削減が図れた。</li> <li>・「事業の効率性」の「評価に関する説明」で記入したとおり、当初予定していた検討ができなかった。</li> </ul>				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	×					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○					
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインを省内の関係部署と共同で作成し、そのうち地方税分野に関する記述のみ当該事業で記載した。</li> </ul>				
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名	
	50	地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会に要する経費				自治行政局住民制度課	
点検 結果	<p>本事業については、社会保障・税番号制度に対応するための税務システムの改修に係る方向性の最新の検討状況を示すことができた。しかしながら、平成24年2月に閣議決定した番号法案が廃案となったため、平成24年度中に他省庁において検討がなされる予定であった情報提供ネットワークシステムの仕様や法人番号の仕様などの検討が十分でなく、それらに対応するためのガイドラインの修正を十分に行えなかったところである。平成25年5月に番号法が成立したため、引き続き、平成25年度は直接実施にて事業を実施し、情報提供ネットワークシステムの設計・開発を担当する内閣官房や法人番号を所管する国税庁などと十分に連携、情報共有を図り、効率的に事業を実施していく。</p>						
外部有識者の所見							
外部有識者による点検対象外。							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状 通り	引き続き適正な予算執行に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状 通り	当該事業については、これまでも庁内の会議室の利用や関係部局の実施する事業と調整し可能な限り効率的な予算執行に努めてきたところであり、次年度についても同様に予算執行の効率化を実現する。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年	—	平成23年	新23-006	平成24年	46		

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

総務省 自治税務局  
0.2百万円

A. 委員(12件)  
0.2百万円

〔 <旅費・その他>  
委員等旅費・諸謝金・会議費 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	支出額が100万円以下のものである。	—			
委員等旅費	支出額が100万円以下のものである。	—			
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	番号制度に係る地方税システム 検討会委員	委員等諸費	0.15	—	—
2	番号制度に係る地方税システム 検討会委員	諸謝金	0.05	—	—
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					